

第79回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成28年12月19日（月）10:00～12:07

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、河井 啓希

【専門委員】

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、
東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課：阿向課長、佐藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

5 概 要

- 第75回人口・社会統計部会（平成28年11月22日、家計調査の審議に係る第3回部会。以下「第3回部会」という。）における審議において、再説明を求めていた事項について、調査実施者からの説明を基に審議を行った結果、特段の異論は示されなかった。
- 今回計画されている変更点のうち、「集計事項」について、調査実施者の説明を基に審議を行った結果、適当と整理された。
- 「前回の答申における『今後の課題』への対応状況」については、これまでの変更点に関する審議及び統計法施行状況審議において示されている方向性への対応状況審議において既に確認されているとの認識の下、適当と整理された。
- その後、答申（案）の審議が行われ、一部修正等意見が示されたものの、その方向性については、おおむね了解が得られたことから、部会長が整理した修正案を部会所属委員が書面で確認し、その後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、

書面による議事を行った上で部会における議決とすることとされた。

- また、統計委員会において、答申（案）を報告する際に、調査員が調査現場で得る情報の蓄積とその活用、統計のためのリソースの確保や大学等との連携による人材育成、家計消費に関する新たな指標開発などを内容とする部会長メモを作成する意向が部会長から示された。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

（１）第３回部会において再整理の上、改めて説明するよう求められていた事項への回答

- ・ ポイントと電子マネーは、どのように区分しているのか。また、ふるさと納税を行った場合は、どの支出科目に分類されるのか。
→ チャージなどにより、現金と同等のものとして利用できるものを電子マネー、サービスや財を購入した際に付与されるものをポイントと整理している。また、ふるさと納税をした分は、寄附金として計上される。
- ・ 全額ポイントで支払った場合は、タイプA（商品交換型）に該当するのか。
→ 財やサービスの入手が「交換」ではなく、「購入」とみなせる場合はタイプB（決済型）となり、全額をポイントで支払った分として計上することになる。資料1の2頁目の記入例でいえば、「ポイント使用」を「68,000円」として計上する。なお、「交換（もらう）」とみなせる場合はタイプAに該当する。
- ・ ふるさと納税により翌年の所得税や住民税の税額が減額されるが、それはどのように把握できるのか。
→ それらの減額された税額は、収入の控除項目（非消費支出）として把握している。
- ・ 現状のポイントの取扱いについては、妥当と思うが、ポイントを利用した場合の家計簿の記入方法については、報告者や調査員にできるだけ分かりやすくマニュアル等に記載いただきたい。

（２）集計事項

- ・ 集計事項として「勤労者のうち正規の職員・従業員」を追加とあるが、正規以外の者の集計はしないのか。
→ 全体から正規を差し引くことで正規以外の結果も読み取ることが可能である。更に正規以外の区分を設けるかどうかは、集計結果も踏まえて検討することとしたい。
- ・ 「個人営業世帯」の集計を廃止する理由として、「結果精度の観点による」とあり、※印の脚注で「集計世帯数の最小値は『5』となっている」とあるが、これはどのような意味か。

- 「個人営業世帯」を対象とした集計表においては、該当する世帯が「5」しかない区分があり、これを結果表に掲載することは結果精度の観点から問題があるという趣旨である。
- 「個人営業世帯」に該当するサンプル数が少なく、標本誤差が大きくなるということか。
- そのとおりである。

(3) 統計審議会諮問第273号の答申（平成13年7月13日付け統審議第6号）における「今後の課題」への対応状況

- ・ これまでの変更点に関する審議及び統計法施行状況審議において示されている方向性への対応状況の審議において既に確認されていることから、適当と整理をしたい。

(4) 答申（案）

ア 本調査計画の変更

(ア) 調査票（家計簿）の様式変更

- ・ 表1は、表2及び表3と形式が異なり、「変更内容」の一部に変更理由も記載されている。表題も「家計簿の様式の変更内容」となっていることから、他の表や表題との整合性を図った方がより分かりやすいのではないかと。
 - 御意見を踏まえて修正したい。
- ・ 審議の中で、電子マネーや各種ポイントの把握は報告者の負担が大きいとの指摘もあったが、これについては家計調査に留まらず、横断的事項でもあることから、家計調査の答申（案）ではなく部会長メモとして整理すべきか。また答申（案）に記載する場合も、これらの把握は必要なことではあるものの、負担が大きいと明確に指摘すべきなのか、という点について御意見いただきたい。
 - 家計調査としてできることがあるのであれば記載しておいた方がいいのではないかと。
 - 家計調査の範囲内で、電子マネーや各種ポイントを利用した場合の家計簿の記載方法を、報告者や調査員にできるだけ分かりやすいようにマニュアル等に記載すべきといった点に言及しつつ、記載しておいた方がいいのではないかと。
- ・ 配偶者の収入の正確な把握の方法についても検討が必要といった記載が必要ではないかと。
 - 「世帯収入の正確な把握という観点から、配偶者の収入についても記載漏れ等が生じないようにマニュアルに分かりやすく記載する等といった対応が必要である」といった旨を記載することとしたい。

- ・ 今、答申（案）に記載するかどうか議論しているような内容は、本申請を承認する上での条件になるのか。
 - 条件ではなく、調査実施者が調査を実施するに当たり、留意していただきたい点として記載する内容である。そのほか、課題とすべき事項は「今後の課題」に記載することになる。

（イ）新旧家計簿の並行使用

- ・ 本文 2 行目に「回答結果に影響が生じる可能性を考慮し」とあるが、これは家計簿の変更に限らず、オンライン調査の導入や世帯票の変更によっても生じる可能性があることから、この答申（案）の構成に違和感がある。
 - 新旧家計簿の並行使用は、専ら家計簿の様式変更によるものであることを踏まえて記載している。
 - そういう趣旨であれば、現状のように項目ア～カをすべて並列にしてしまうのではなく、「ア 家計簿の様式変更」と「イ 新旧家計簿の並行使用」をまとめる大項目を設けた方がいいのではないか。
 - 審査メモと同様に「家計簿に関する変更」という事項の中に家計簿の様式変更と新旧家計簿の並行使用という小項目を設ける形式にしてはいかがか。
 - そのように修正したい。

（ウ）世帯票及び準調査世帯票に関する変更

- ・ 3 頁の表 2 の下に「結果精度に支障が生じない」という記載があるが「結果精度」については、変更後に検証が必要で、現時点では支障が生じないとは言いきれないのではないか。
 - 世帯票には、家計簿の内容審査に用いている事項もあることから、その観点から結果精度への影響や支障がない旨を記載している。
 - 同じ部分の「利活用に支障が生じない」という点についても、ここではあくまでも、「家計簿等の記入内容を審査する際の利活用に支障が生じない」という趣旨ではなかったか。
 - 審議の結果、表 2 に記載されているような変更理由について確認し、適当と判断したことから、その趣旨がもう少し明確になるよう御意見を踏まえて再整理したい。

（エ）オンライン調査の導入

- ・ 4 頁の「また」の部分の「持続可能性」という言葉は、少し違和感がある。「可能」という部分は削除して「持続性」、「継続性」という表現ではいかがか。
 - ここでは、家計調査が「今後も安定的に持続できるようにするため」という意味としたいため、「可能」という文言は入れておきたい。

- ・ 4頁の「なお書き」以降に記載している内容は、横断的な事項も多いことから、答申（案）においてどこまで記載すべきか御意見をいただきたい。
- オンライン調査を推進する観点からは、このような検証等が必要といった意味かと思われるため、その点を明記していただいた方が、趣旨が明確になるのではないか。一方で、「レシート読み取り機能の拡充」や「キャッシュレス化に対応したデータ把握機能の導入」については、例示ではあるものの、現段階において、将来的な改善の見通しは立っていない。答申において、明記されるのは、相当に重い課題といえる。
- オンライン調査の推進は必要であるが、単純に推進だけすればいいものではなく、調査方法の変更等に伴う現場の負担への考慮も必要ではないか。
- 「オンライン化しない」とまで書けるかという意味か。
- オンライン調査の推進は、政府統計全体としての合意であり、家計調査も例外ではない。したがって、その点をあえて記載するまでもないと考える。ただし、オンライン調査を推進していく上での現場の負担等、留意すべき事項をどこまで記載するかという趣旨である。
- この部分は記載を簡略化し、今後の課題の部分で詳細に記載するという整理の方法もある。
- オンライン調査については、その推進やそれに伴う調査員の負担への考慮、さらには、オンライン調査の推進とは異なる方向性である、調査員の熟練度の維持など、記載したい内容が多岐にわたるため、再整理したい。

（オ）二人以上の世帯の抽出区分の変更

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

（カ）集計事項

- ・ 表3の変更理由に「利用者ニーズの低下」、「利用者ニーズを踏まえ」とあるが、利用者ニーズはどのように把握しているのか。
- 一例を挙げれば、e-Statの検索性数である。そのほか、「人口5万人以上の市」は今後も継続する都市規模の区分（大都市、中都市、小都市A）から算出することも可能であることや年齢階級別の月次結果は政策分析上の必要性もある。
- その場合、変更理由は「利用者ニーズの低下」、「利用者ニーズを踏まえ」とするのではなく、「代替可能なため」、「施策上必要であるため」などとするべきではないか。
- ・ 表3の⑥の「個人営業世帯」の集計は残る部分もあることから、完全に廃止される事項との差異が明確となるような記載としていただきたい。

イ 統計審議会諮問第273号の答申(平成13年7月13日付け統審議第6号)における「今後の課題」への対応状況

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

ウ 今後の課題

- ・ 先ほど議論になった「新旧家計簿の並行使用に当たる利用者に対する情報提供」、「電子マネーや各種ポイントの把握方法」、「オンライン調査による回答状況への影響の検証」については、今後の課題として明記する必要があるのではないかと。
→ 電子マネーや各種ポイントの記入方法については、家計簿の記入マニュアル等への記載充実についても指摘したい。
- ・ 共働き世帯の場合の配偶者の収入をどう捉えるかといった指摘も必要ではないかと。
→ 答申(案)の「家計簿の様式変更」の本文の中で記載する形としたい。
- ・ 個人営業世帯に係る集計を廃止することとしているが、今後、一切把握しないということでは問題があるのではないかと。
→ 個人営業世帯の集計は、一部は残る。また、個人営業世帯の把握は継続するため、データの二次利用により集計することは可能である。
→ 本文の中で記載することを検討したい。
- ・ 調査対象世帯の選定におけるバイアスの検証についても課題とする必要はないかと。
→ 他の統計調査にも共通する部分が多いため、課題ではなく部会長メモで記載することを考えている。
→ 横断的事項として論じる場合でも、具体的に該当する統計調査として、まず家計調査が掲げられると考えられることから、家計調査の課題として記載してもよいのではないかと。
→ 検証に必要な情報の収集のためには、調査員の負担が増加することもあり、そのための調査員手当の増額等も必要になるが、政府統計全体の方針として示されないと、その確保が難しい側面もある。そういった点も考慮いただきたい。
→ 調査員の負担等には、十分配慮する必要があると、どのように記載できるのか再整理させていただきたい。

(4) 部会長メモの骨子について

- ・ ①調査員が調査現場で得る情報の蓄積とその活用、②統計のためのリソースの確保や、大学等との連携による人材育成、③3月に示された統計委員会における共通認識の確認結果も踏まえた認識や、家計消費に関する新たな指標開発の動向注視などについて、部会長メモを作成することとしたい。具体的には、文案作成後、部会

所属委員に提示することとしたい。

(5) その他

- ・ 地方公共団体として、特に付言することはあるか。
 - 部会では都道府県や調査員の実態を踏まえて議論していただき、感謝申し上げます。オンライン調査の導入など、調査方法の変更は調査員への影響も大きい。調査員も厳しい調査環境の中で尽力いただいているが、報告者側の意識改革も必要であると思う。また、経常調査の調査員については、雇用という側面も有している。個人的には、調査員について資格制度を設けて、地位向上を図り、存在意義を高めていくことも重要と考える。
 - 部会では現場の状況を踏まえて議論いただき感謝申し上げます。調査票や調査方法の変更に伴う対応についても遺漏なく進めて参りたい。

6 その他

答申（案）については、今後、部会長が作成した案を部会所属委員が書面で確認し、その後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、書面による議事を行った上で部会における議決とすることとされた。議決された答申（案）については、平成29年1月27日（金）開催予定の統計委員会において、部会長から報告することとされた。

（以 上）